

第10節 適用の特例等

(建築物の特定主要構造部等に関する制限の適用の特例)

第56条 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に係る第18条、第19条、第21条第3項若しくは第4項、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項若しくは第3項、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定(次項において「耐火性能条例関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。)及び特定主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第2号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定(以下この項において「防火区画等条例関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

本条は、耐火性能検証法又は防火区画検証法の適用を受ける建築物について、本条例において耐火構造又は特定防火設備とみなす規定を列举しています。

1 第1項関係

第1項に列举している規定については、次のいずれかの建築物に該当する場合、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなし、適用することとしています。

- ・政令第108条の4第1項第1号の規定に基づき、当該建築物の特定主要構造部が耐火性能検証法により同号に掲げる基準に適合するものであることについて確かめられた建築物
- ・政令第108条の4第1項第2号の規定に基づき、同項第1号に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けた建築物

2 第2項関係

第2項に列举している規定については、次の建築物に該当する場合、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなし適用することとしています。

- ・政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物で、同条第4項に定める防火区画検証法によ

- り屋内の開口部に設けられた防火設備について火災時の遮炎に関する性能が確かめられたもの
- ・政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物で、屋内の開口部に設けられた防火設備について火災時の遮炎に関する性能があるものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の除外)

第57条 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたものについては、第20条（寄宿舍又は下宿の用に供する建築物の階について適用される場合に限る。）、第25条第1項、第33条第1項、第40条（第5項第4号及び第5号を除く。）、第42条（第1項を除く。）及び第46条の規定は、適用しない。

2 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、国土交通大臣の認定を受けたものについては、第15条、第20条、第25条第1項、第33条第1項、第40条（第5項第4号及び第5号を除く。）、第42条（第1項を除く。）及び第46条の規定は、適用しない。

本条は、政令第129条第1項の規定に定める階避難安全検証法によりその避難に関する技術的基準について確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについて、適用除外となる規定を列挙しています。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の除外)

第58条 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものについては、第20条（寄宿舍又は下宿の用に供する建築物について適用される場合に限る。）、第25条第1項、第29条第2項、第33条第1項、第37条第2項、第38条第2項、第40条（第5項第4号及び第5号を除く。）、第42条（第1項を除く。）、第44条第1項第3号、第46条及び第54条第1項の規定は、適用しない。

2 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものについては、第15条、第20条、第25条第1項、第29条第2項、第33条第1項、第37条第2項、第38条第2項、第40条（第5項第4号及び第5号を除く。）、第42条（第1項を除く。）、第44条第1項第3号、第46条及び第54条第1項の規定は、適用しない。

本条は、政令第129条の2第1項の規定に定める全館避難安全検証法によりその避難に関する技術的基準について確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについて、適用除外となる規定を列挙しています。